



News 3月号 News 3月号

☆税金の納付方法について☆

令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)は個人確定申告期間中のため、納税を銀行窓口で行う方もいらっしゃると思います。

現在は銀行窓口での支払だけでなく、下記の方法での納付も可能となっております。

1. キャッシュレス納付

(1) 振替納税

税務署若しくは金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することにより、届出口座から税金が引き落とされる方法です。

今回の確定申告の納税より行う場合は、3月17日(必着)までに書類を提出する必要があります。

これにより、本来であれば確定申告提出期限である3月17日までの納税ではなく、事前に決まっている口座振替日「所得税は4月23日(水)」「消費税は4月30日(水)」の納付となります。

(2) ダイレクト納付

事前に申告する税務署に引き落とし口座の届出を提出することにより、指定した日にちに口座振替により納付ができます。

(3) インターネットバンキングやATMで納付

事前の銀行口座登録の必要はなく、インターネットバンキングやATMからの納付となります。

(4) クレジットカードで納付

ネットの「国税クレジットカードお支払サイト」から納付ができます。納付税額に応じた決済手数料がかかりますが、カード引き落とし日までに資金調達をすればよくなります。

(5) スマートフォンアプリで納付する。

「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、スマホアプリ決済を利用して納付ができます。

*納付税額が30万円以下の場合のみ納付が可能です。また事前にPay払いの残高チャージも必要となります。

2. キャッシュレス納付以外の納付方法

(1) コンビニエンスストアでQRコードによる納付

国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアで納付できます。

*納付税額が30万円以下の場合のみ納付が可能です。

(2) 金融機関又は税務署の窓口で現金による納付

なお上記1.(1)振替納税以外の納付方法は法人の税金を納付する場合でも可能です。

詳細は担当者までご連絡ください。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

食事ってすごく陽転思考ができる

陽転思考の和田ひろみさんの発想には元気づけられます(^_^); (以下)

お金を出したらいろんなものが食べることができるって魔法みたいにすごいこと。

1,000円のお弁当買ったとしますよね?

唐揚げが入ってたらそもそも、卵を産んだ鶏がいて、その雛を育てた人がいて、鶏を食べれるようにしてくれた人がいて、流通してくれた人がいて、料理した人がいる。

ジャガイモを作った人、そこからデンプンを抽出して片栗粉を作った人も、それをスーパーに流通して、レジで販売してくれた人。

あと、醤油!これは大豆を作った人がいるし、食用油、塩、なんなら、菜箸、お皿、キッチンペーパーとか、もう、唐揚げ一個になるまでの壮大な旅が広がるのです。

命を捧げてくれた鶏から長い旅を経てできた唐揚げを自分の口に入れることができる。

ただ、お金を払っただけでそれができる。

なんかもう、うわーすごい、すごい、わたしはすごい世の中に生きていていろんな恩恵を受けているんだ!ありがとうございます。ありがとうございます。って、なりません?

想像するだけで自分は恵まれてると思えます。そして本当にありがたいという気持ちになります。

1人じゃ唐揚げ一個食べることはできません。

わたしは今日もしあわせでよかった。なぜなら〇〇を食べることができてます。

という、壮大なストーリーから生まれる陽転思考があるのです。

見たことがない

- 電車で化粧をしている人で美人を見たことがない
- 遅刻やギリギリに出社している人で仕事ができる人を見たことがない
- 根暗な人で人気のある人を見たことがない
- ネガティブな人で前向きな人を見たことがない
- 挨拶をしない人で積極的な人を見たことがない
- 人一倍働かない人で経験豊富な人を見たことがない

今月の一言

『運は逃げる人から逃げる』

(藤誠志:社会時評エッセイスト)

そうなんだ!だったらダメで元々、正面から立ち向かっていきましょう!